

第1号議案

新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月13日提出

新城市長 穂積亮次

新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市公共駐車場の設置及び管理に関する条例(平成17年新城市条例第176号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第244条の2」を「第244条の2第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

名称	位置	対象車両
新城駅前第一自転車駐車場	新城市字宮ノ前25番地2	自転車
新城駅前第二自転車駐車場	新城市字宮ノ前26番地	原動機付自転車・自転車
野田城駅前自転車駐車場	新城市野田字東浄悦4番地2	自転車
茶臼山駅前自転車駐車場	新城市富永字四条15番地2	自転車
長篠城駅前自転車駐車場	新城市長篠字森下6番地7	自動二輪車・原動機付自転車・自転車
長篠城駅前駐車場	新城市長篠字森下19番地10	自動車
本長篠駅前駐車場	新城市長篠字段子28番地2	自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城駅前に新たに自転車駐車を設置する等のため必要があるからである。

第2号議案

新城市税条例等の一部改正

新城市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月13日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市税条例等の一部を改正する条例

(新城市税条例の一部改正)

第1条 新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 愛知県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 愛知県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条第1項中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から

令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

第2条 新城市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(新城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 新城市税条例等の一部を改正する条例（平成30年新城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、新城市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

1 5 第 1 3 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 0 項の申告につき第 1 3 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

1 6 第 1 3 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 1 3 項前段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

1 7 第 1 3 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 1 5 項の届出書の提出又は法人税法第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 1 3 項後段の期間内に行う第 1 0 項の申告については、第 1 3 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「第 1 2 項」を「第 1 7 項」に改める。

（新城市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 新城市税条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年新城市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 2 条の改正規定を次のように改める。

第 8 2 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第 2 号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2 輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 6 0 0 円

(イ) 3 輪のもの 年額 3, 9 0 0 円

(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6, 9 0 0 円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

附則第15条の次に5条を加える改正規定（附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条及び第4条の規定 公布の日

(2) 第1条中新城市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに次条の規定
令和2年1月1日

(3) 第2条中新城市税条例第24条の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の新都市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新都市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の新都市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定（附則第1条第2号に掲げる規定を除く。）による改正後の新都市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の新都市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽

自動車税の種別割については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、環境負荷の少ない軽自動車について、軽自動車税の種別割の税率の軽減措置を講ずる等のため必要があるからである。

第3号議案

新城市副市長の給料の特例に関する条例の制定

新城市副市長の給料の特例に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月13日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市副市長の給料の特例に関する条例

副市長の給料月額は、令和元年7月1日から同年9月30日までの間において、新城市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成17年新城市条例第54号）第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和元年9月30日限り、その効力を失う。

理 由

この案を提出するのは、職員の不祥事に対して監督責任のある副市長の給料の減額措置を講ずるため必要があるからである。

第4号議案

新城市ふるさと創生基金の設置及び管理に関する条例の廃止

新城市ふるさと創生基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月13日提出

新城市長 穂積亮次

新城市ふるさと創生基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

新城市ふるさと創生基金の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第72号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、新城市ふるさと創生基金を廃止するため必要があるからである。

第5号議案

新城市火災予防条例の一部改正

新城市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月13日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市火災予防条例の一部を改正する条例

新城市火災予防条例（平成17年新城市条例第236号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第34条の5」を削る。

第16条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）」に改める。

第18条第1項第1号中「の各号」を削る。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

「第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの基準」を「第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等」に改める。

第34条の4第1項中「（3）項から（5）項まで、（6）項イ」を「（4）項、（5）項、（6）項イ（4）」に改め、同条第4項中「。以下「規則」という。」を削る。

第34条の5を削る。

第38条第3項中「屋外広場」を「屋上広場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第16条第1項の改正規定 令和元年7月1日
- (2) 第34条の4第1項の改正規定 令和元年10月1日

理 由

この案を提出するのは、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除の要件を加える等のため必要があるからである。

第6号議案

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月13日提出

新城市長 穂積亮次

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

新城市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年新城市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

理 由

この案を提出するのは、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げる等のため必要があるからである。

第7号議案

新城市遺児手当の支給に関する条例の一部改正

新城市遺児手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月13日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市遺児手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

新城市遺児手当の支給に関する条例（平成17年新城市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「第2条第1項第2号」を「前条第1項第2号」に改める。

第6条第2項中「7月、11月及び3月の3期にそれぞれその月」を「1月、3月、5月、7月、9月及び11月の6期にそれぞれその前月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第3条第2項第3号の改正規定は公布の日から、第6条第2項の改正規定は令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年8月分の遺児手当については、この条例による改正後の第6条第2項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、同年11月に支給するものとする。

理 由

この案を提出するのは、児童扶養手当法の一部改正に伴い、遺児手当の支給方法を変更する等のため必要があるからである。

第8号議案

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月13日提出

新城市長 穂積亮次

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年新城市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「認定こども園」を「保育所」に、「附則第6条において」を「以下」に改め、「幼稚園をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「保育所」を「認定こども園」に改め、同条に次の2項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特

例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保の例外に係る基準を定める等のため必要があるからである。